

# 定 款

社会福祉法人 寿 楽 園



# 社会福祉法人 寿 楽 園 定 款

## 第一章 総 則

### (目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (１) 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) ケアハウスの経営

#### (２) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ホ) 介護老人保健施設の経営
- (ヘ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ト) 特定相談支援事業の経営

### (名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人寿楽園という。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を佐賀県三養基郡基山町大字園部 2 3 0 7 番地に置く。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に 7 名の評議員を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、職員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、評議員 1 人あたりの各年度の総額が 55,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第三章 評議員会

#### (構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

#### (権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (議長)

第一三条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

#### (決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長および会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第四章 役員及び会計監査人並びに職員

（役員及び会計監査人の定数）

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。
- 5 この法人に会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第一七条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一八条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一九条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第二〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第二四条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第二五条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下、この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 44,000 円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項にて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第二六条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

### (構成)

第二七条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第二八条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第二九条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (議長)

第三〇条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

### (決議)

第三一条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第三二条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

### (資産の区分)

第三三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字皮籠石 2 3 0 7 番 1  
宅地 9 0 3 3. 8 m<sup>2</sup>
- (2) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字皮籠石 2 2 6 1 番 3  
宅地 1 9 2. 3 m<sup>2</sup>
- (3) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字皮籠石 2 2 2 9 番 1  
宅地 4 4 8 2. 1 1 m<sup>2</sup>
- (4) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字皮籠石 2 2 9 2 番 2  
宅地 5 4. 9 9 m<sup>2</sup>
- (5) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字皮籠石 2 2 7 6 番  
墓地 1 8 6 m<sup>2</sup>
- (6) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字開田 1 6 9 3 番  
宅地 1 3 0 3. 1 9 m<sup>2</sup>
- (7) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字皮籠石 2 2 2 8 番 3  
宅地 5 2 6. 8 4 m<sup>2</sup>
- (8) 神奈川県川崎市宮前区野川字西耕地 3 1 3 4 番 5  
宅地 1 4 1 9. 6 2 m<sup>2</sup>
- (9) 神奈川県川崎市宮前区野川字西耕地 3 1 3 4 番 6  
宅地 1 6 6 7. 7 0 m<sup>2</sup>
- (10) 神奈川県川崎市宮前区野川字西耕地 3 1 3 4 番 9  
宅地 4 5 0. 6 9 m<sup>2</sup>
- (11) 神奈川県川崎市宮前区野川字西耕地 3 1 3 4 番 8  
宅地 2 6 9 3. 3 7 m<sup>2</sup>
- (12) 佐賀県鳥栖市弥生が丘一丁目 1 8 番  
宅地 4 2 7 9. 4 8 m<sup>2</sup>
- (13) 佐賀県鳥栖市弥生が丘二丁目 1 4 6 番 1  
宅地 3 5 0 2. 5 2 m<sup>2</sup>
- (14) 神奈川県横浜市港南区笹下四丁目 3 4 0 8 番 4  
宅地 5 8 9 6. 1 8 m<sup>2</sup>
- (15) 神奈川県横浜市港南区笹下四丁目 3 4 0 8 番 5  
宅地 4 9 9 8. 2 8 m<sup>2</sup>
- (16) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字開田 1 7 0 0 番  
山林 2 2 2 1 m<sup>2</sup>
- (17) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字開田 1 7 1 8 番 2  
山林 1 6 3 4 m<sup>2</sup>
- (18) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字開田 1 7 2 4 番 1  
山林 4. 1 8 m<sup>2</sup>
- (19) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字開田 1 7 2 7 番 1

- 山林 261 m<sup>2</sup>
- (20) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字開田 1727 番 3  
山林 77 m<sup>2</sup>
- (21) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字開田 1727 番 4  
山林 59 m<sup>2</sup>
- (22) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字開田 1734 番  
山林 1505 m<sup>2</sup>
- (23) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字皮籠石 2290 番 1  
宅地 217.85 m<sup>2</sup>
- (24) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字皮籠石 2290 番 2  
宅地 53.13 m<sup>2</sup>
- (25) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字皮籠石 2299 番  
宅地 207.03 m<sup>2</sup>
- (26) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字皮籠石 2307 番地 1  
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建養護老人ホーム寿楽園園舎 1 棟  
(1941.77 m<sup>2</sup>)
- (27) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字皮籠石 2229 番地 1  
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建主たる建物デイサービスセンター  
寿楽園 (632.33 m<sup>2</sup>) 並びに鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  
付属建物作業所 (147.91 m<sup>2</sup>)
- (28) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字開田 1693 番地  
所在のコンクリートブロック造セメント瓦葺 2 階建 (192.84 m<sup>2</sup>)
- (29) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字開田 1693 番地  
所在のコンクリートブロック造セメント瓦葺 2 階建 (307.63 m<sup>2</sup>)
- (30) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字開田 1693 番地  
所在の木造瓦葺平家建 (136.12 m<sup>2</sup>)
- (31) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字皮籠石 2276 番地  
所在の鉄筋コンクリート造銅板葺地下 1 階付平家建 (22.42 m<sup>2</sup>)
- (32) 佐賀県三養基郡基山町大字園部字皮籠石 2307 番地 1  
所在の鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 4 階建老人保健施設あおぞら及びケアハ  
ウスあおぞら施設 1 棟 (5442.11 m<sup>2</sup>)
- (33) 神奈川県川崎市宮前区野川字西耕地 3134 番地 8  
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建ケアハウス青田風およびデイサービスセン  
ター青鷺 (6123.62 m<sup>2</sup>)
- (34) 神奈川県川崎市宮前区野川字西耕地 3134 番地 8  
所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 5 階建ケアハウス風知草および特別養護老人ホー  
ム風光 (6122.48 m<sup>2</sup>)

(35) 北海道札幌市白石区菊水元町八条三丁目 1 4 番地 2

所在の鉄骨造セメント板葺平家建デイサービスセンター菊水元町 (2 6 3. 8 7 m<sup>2</sup>)

(36) 大阪府寝屋川市太秦中町 3 6 1 番地 1 1

所在の軽量鉄骨造陸屋根 2 階建寝屋川デイサービスセンターうずまさ  
(2 1 9. 5 8 m<sup>2</sup>)

(37) 佐賀県鳥栖市弥生が丘一丁目 1 8 番地

所在の木造スレートぶき平家建デイサービスセンター寿楽園式号館  
(4 9 0. 0 5 m<sup>2</sup>)

(38) 佐賀県鳥栖市弥生が丘二丁目 1 4 6 番地 1

所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建特別養護老人ホーム寿楽園  
(5 4 3 6. 5 0 m<sup>2</sup>)

(39) 神奈川県横浜市港南区笹下四丁目 3 4 0 8 番地 4

所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付き 4 階建特別養護老人ホーム笹の風  
およびデイサービスセンター笹の風 (7 5 9 5. 8 6 m<sup>2</sup>)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第四条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### (基本財産の処分)

第三四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、佐賀県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、佐賀県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

#### (資産の管理)

第三五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

#### (事業計画及び収支予算)

第三六条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三七条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三八条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三九条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第四〇条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしよ

うとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第四一条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 訪問看護の事業

(2) 居宅介護支援の事業

(3) 診療所を経営する事業

(4) 地域包括支援センター

(5) 介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に基づく第1号事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

## 第八章 解散

(解散)

第四二条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四三条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四四条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、佐賀県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を佐賀県知事に届け出なければならない。

## 第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四五条 この法人の公告は、社会福祉法人寿楽園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四六条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

### 附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

|     |         |
|-----|---------|
| 理 事 | 鹿 毛 敏 克 |
| 理 事 | 門 司 貞 男 |
| 理 事 | 岸 亀 吉   |
| 理 事 | 羽 根 高 司 |

### 付 記

|      |             |               |
|------|-------------|---------------|
| 認 可  | 昭和27年10月13日 | 厚生省佐社第508号    |
| 変更認可 | 昭和35年4月2日   | 厚生省佐社第108号    |
| 変更認可 | 昭和39年6月10日  | 厚生省収社第305号    |
| 変更認可 | 昭和41年3月17日  | 社庶第87号        |
| 変更認可 | 昭和43年9月27日  | 社庶第452号       |
| 変更認可 | 昭和50年5月20日  | 厚生省社第463号     |
| 変更認可 | 昭和55年2月6日   | 厚生省社第141号     |
| 変更届出 | 昭和56年6月18日  | 寿第189号        |
| 変更届出 | 昭和60年6月13日  | 寿第326号        |
| 変更認可 | 昭和63年7月21日  | 佐賀県指令63第1137号 |
| 変更認可 | 平成5年3月9日    | 佐賀県指令4高第103号  |

|                        |             |                  |
|------------------------|-------------|------------------|
| 変更届出                   | 平成5年6月7日    | 寿第372号           |
| 変更認可                   | 平成6年5月24日   | 佐賀県指令6高第78号      |
| 変更届出                   | 平成7年10月11日  | 寿第567号           |
| 変更認可                   | 平成9年11月28日  | 佐賀県指令9高障第85号     |
| 変更認可                   | 平成11年2月3日   | 佐賀県指令10高障第148号   |
| 変更認可                   | 平成12年2月14日  | 佐賀県指令11高障第410号   |
| 変更認可                   | 平成13年11月21日 | 佐賀県指令13長寿第160号   |
| 変更認可                   | 平成14年7月10日  | 九厚発第3410号        |
| 変更認可                   | 平成15年2月10日  | 九厚発第0210027号     |
| 変更認可                   | 平成15年11月19日 | 厚生労働省発老第1119002号 |
| 変更認可                   | 平成18年6月20日  | 厚生労働省発老第0620002号 |
| 変更認可                   | 平成19年1月30日  | 厚生労働省発老第0130002号 |
| 変更認可                   | 平成19年9月14日  | 厚生労働省発老第0914001号 |
| 変更認可                   | 平成20年2月26日  | 厚生労働省発老第0226002号 |
| 変更認可                   | 平成21年1月23日  | 九厚発第0123014号     |
| 変更届出                   | 平成21年3月17日  | 寿発第746号          |
| 変更届出                   | 平成21年10月16日 | 寿発第472号          |
| 変更認可                   | 平成22年1月22日  | 九厚発0122第23号      |
| 変更認可                   | 平成22年3月29日  | 九厚発0329第27号      |
| 変更届出                   | 平成24年3月12日  | 寿発第804号          |
| 変更届出                   | 平成25年3月8日   | 寿発第881号          |
| 変更認可                   | 平成25年11月14日 | 九厚発1114第18号      |
| 変更届出                   | 平成27年5月13日  | 寿発第95号           |
| 変更届出                   | 平成27年6月19日  | 寿発第196号          |
| 変更認可                   | 平成28年3月9日   | 九厚発0309第39号      |
| 変更認可                   | 平成28年4月26日  | 佐賀県指令28長寿第19号    |
| 変更認可                   | 平成28年6月22日  | 佐賀県指令28長寿第47号    |
| 変更認可                   | 平成29年3月9日   | 佐賀県指令28長寿第211号   |
| この定款は、平成29年4月1日から施行する。 |             |                  |
| 変更届出                   | 平成29年3月17日  | 寿発第761号          |